

高齢者虐待防止のための指針

医療法人 和光会

木俵病院・介護医療院きだわら

1 虐待防止に関する基本的な考え方

当法人では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待法の理念に基づき。高齢者の尊厳の保持・人権の尊重を重視し、権利利益の擁護の資する事を目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ① 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行なうこと。
- ③ 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ④ 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止に向けた体制

- (1) 当法人では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を組成します。なお委員、委員会についてすでにある「身体拘束廃止検討委員会」と一緒に活動、開催していきます。委員長についても当法人理事長とします。
- (2) 会議の実施にあたっては月1回開催します。虐待にあたる事案発生時には、委員長が臨時に召集開催します。
- (3) 虐待防止検討委員会においては、次のような内容について協議するものとします。
 - ① 虐待の防止のための指針の整備に関する事
 - ② 虐待防止のための職員研修の内容に関する事
 - ③ 虐待等について、職員が相談・布告できる体制整備に関する事
 - ④ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
 - ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
 - ⑥ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

3 虐待の防止のための職員研修

- (1) 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものである。
- (2) 実施は、必要に応じ年2回行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等にて保存します。

4 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その原因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

※ 虐待発生対応の流れ 別紙参照

5 虐待が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った當人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経過は、時系列で概要を整理します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経過等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

- (6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険性が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- (7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

6 成年後見成度の利用支援

利用者またはご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、適切な窓口を案内する等支援を行います。

7 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者（理事長・看護部長）に報告します。
- (2) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。
- (3) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

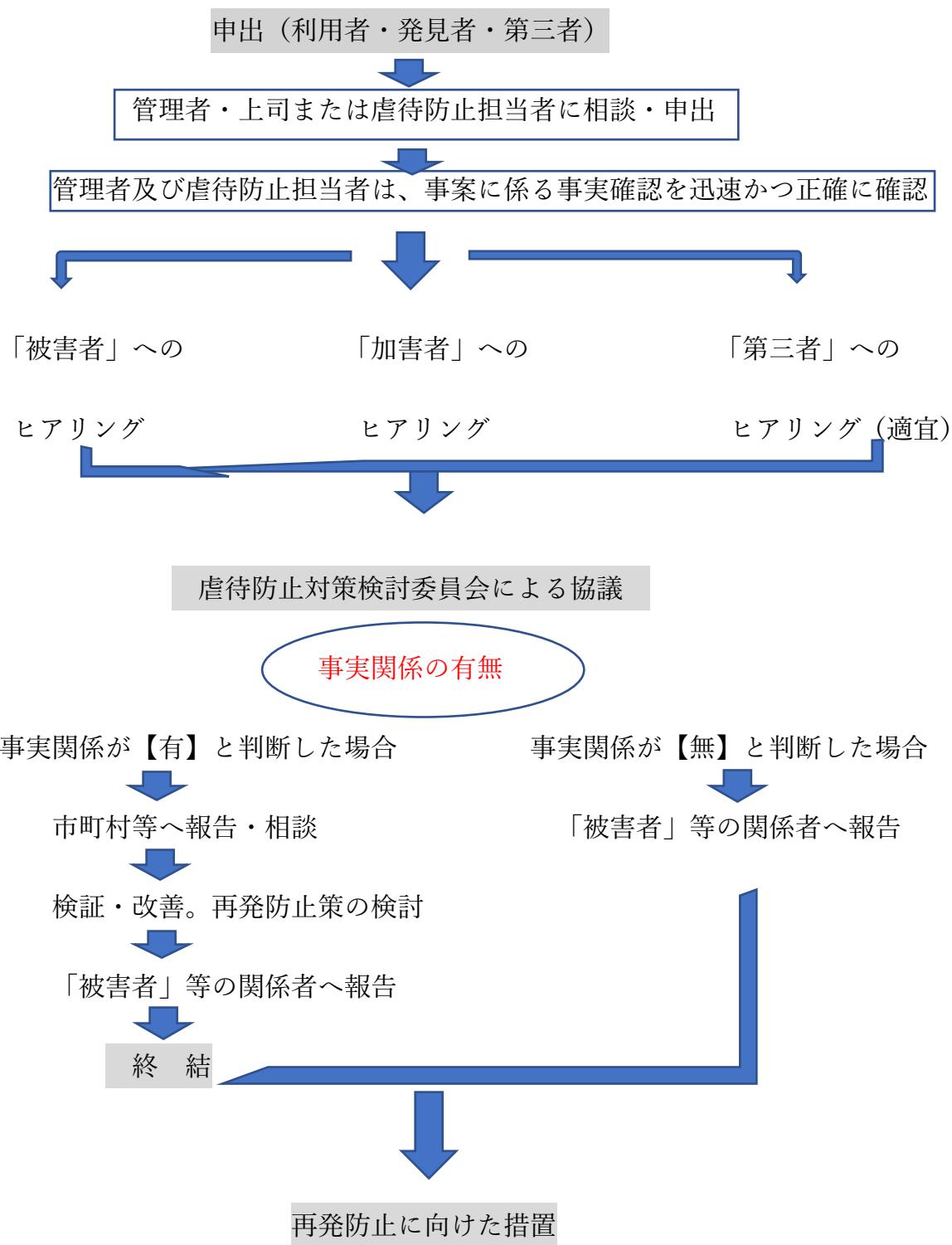
8 利用者等に対する当該指針の観覧

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。

(附則)

この指針は、令和3年4月1日より施行する。

虐待発生時の対応の流れ



別紙